

学校いじめ防止基本方針

2022年度

三重県立聾学校

目 次

1 本校のいじめ防止基本方針

- ・ 基本理念
- ・ いじめの定義

2 本校の体制、組織の構成

3 具体的な対応

- ・ いじめの防止
- ・ いじめの早期発見
- ・ いじめへの対応、措置
- ・ 重大事態への対応

4 年間計画

1 本校のいじめ防止基本方針

1) 基本理念

いじめは、被害生徒の一時的な心の傷にとどまらず長期にわたり深刻な傷跡を残し、人格形成に多大な影響を及ぼすものである。また、いじめは人権に関わる重大な問題であり、学校の全職員が「いじめは許さない」という確固たる信念のもと、いじめを傍観したりはやしたてたりする行為も また許さないという姿勢であらゆる教育活動の中でいじめの防止に努めなければならない。そのために、どんな些細なことであっても親身に相談に乗り、いじめ事象の発生と深刻化の防止に努めなければならない。

毎日「安心、安全に学校生活を送る」ことのできる学校であるためにここに「学校いじめ防止基本方針」を定める。

本校は聴覚障がい者を有する者の特別支援学校であり幼稚部、小学部、中学部、高等部、専攻科で構成される。本校では幼稚部から専攻科までの間、少人数かつ緊密な人間関係のまま卒業までを過ごすという特徴がある。このため上の学部で発生した事象の原因が下の学部の事象に起因するということもある。

本校のいじめ等の事象の解決のためには該当学年、学部はもちろんのこと下の学部との密接な連携は欠かすことができない要素である。組織の構成にあたってはこの本校の特徴を十分に配慮するものとした。

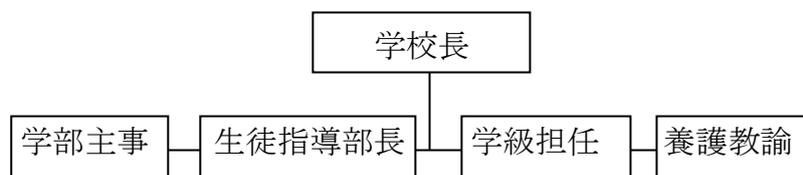
2) いじめの定義

「いじめ」とは、当該生徒と他の生徒との間で心理的、物理的な重大な影響を与える行為であり、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。具体的には次のような事象が考えられる。

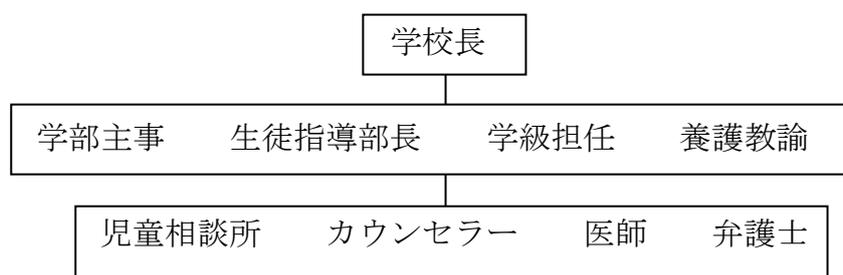
- ・冷やかしやからかい、陰口、悪口や脅し文句
- ・仲間外れ、集団による無視
- ・遊ぶ振りをしてぶつかられる、叩かれる、蹴られる
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠される、盗まれる、壊される、捨てられる
- ・嫌なこと、恥ずかしいこと、危険なことなどをさせられる
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷される
- ・机、椅子、教科書、ノート等に落書きされる
- ・差別的なあだ名がつけられる 等

2 本校の体制、組織の構成

1) 校内組織（学部）



2) 拡大校内組織



3 具体的な対応

1) いじめの防止

全ての児童、生徒を対象にいじめの未然防止の観点から心の通う人間関係の構築が必要である。自分の存在と他人の存在を等しく認め合い、互いの人格を尊重しあえる態度を育成することが基本となる。ロングホームルームや生徒指導部主催の生活指導、部活動などの学校教育全体を通して継続的な取り組みを行う。

また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し個々の生徒の態度や行動の小さな変化を見逃さない取り組みを行う。このため家庭と緊密な連絡をとり学部、学校全体で情報を共有する。

2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は児童、生徒の小さな変化に気づくことが前提となる。このため、普段から児童、生徒と良好な関係を構築し、児童、生徒がいじめを訴えやすい雰囲気を作る。その中でいじめの兆候となるような情報を得る。また、ホームルームや日常の授業の中で通常の様子とは異なる雰囲気に気づいた場合は学年の教員間で情報の交換を行い、必要に応じ学部全体での情報交換へと拡大させる。

このため児童、生徒に対しては定期的に個人面談、いじめのアンケートを実施し、教職員に対してはいじめに関する校内職員研修会、全体研修会等を実施する。同時に家庭との連携を密にし、小さな情報も得ることができるような関係を構築する。

3) いじめへの対処、措置

いじめが確認された場合、該当児童生徒の学級担任、生徒指導部担当者がいじめを通報した児童生徒及びいじめを受けた児童生徒から直ちに事情を聴取し、事実を確認する。速やかに教職員全員に周知し指導内容を協議する。必要に応じ保護者の協力、関係機関や専門機関との連携を行う。該当児童生徒には教育的配慮のもと毅然とした態度で指導する。いじめの再発防止の観点からの継続的な指導を行う。

4) 重大事態への対応

- ① いじめの重大事態の判断は、いじめを受けた児童生徒の状況に着目し、
 - ・生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める場合
 - ・相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合の2点を基準とする。また、児童生徒や保護者からいじめを受けて重大事態に至ったという申し立てがあった場合は速やかに調査や報告にあたる。
- ② 重大事態が発生した場合は、直ちに三重県教育委員会に報告する。同時に、当該重大事態に係る調査を行うため速やかに調査のための組織を設け事実関係を明確にするための調査を行う。
- ③ いじめに関する調査を行う。調査の目的は事実に向き合うことで当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。具体的にはいじめ行為が、いつ、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校や教職員がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り明確にする。
- ④ いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して事実関係等その他必要な情報を提供する責任を有する。これらの情報の提供にあたっては関係する児童生徒のプライバシーや個人情報に十分配慮し適切に提供する。
- ⑤ いじめの再発防止のため、継続的な指導を行う。また、状況に応じスクールカウンセラー等の派遣を要請し、関係児童生徒及び関係外児童生徒に対し落ち着いた学校生活への復帰や学習への支援を行う。

4 2022年度 年間計画

	目 標	実施項目
4月	学校生活のルールを確認する	<ul style="list-style-type: none"> ・新入生歓迎会 ・部活動説明会
5月	新しい仲間との理解を深める	<ul style="list-style-type: none"> ・体育祭への取組（仲間づくり） ・海岸清掃
6月	あいさつについて考える	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒会・児童会あいさつ運動 ・いじめ、体罰についてのアンケート1 ・あいさつ運動
7月	仲間づくりについて考える	<ul style="list-style-type: none"> ・個人面談 ・三者懇談会 ・夏休み前生活指導
9月	クラスについて考える	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ、体罰についてのアンケート2 ・個人面談
10月	人権を尊重する態度を育てる	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒集会 ・人権HR
11月	学校美化について考える	<ul style="list-style-type: none"> ・学校祭への取組（仲間づくり） ・生徒会・児童会あいさつ運動 ・あいさつ運動
12月	携帯などのマナーについて考える	<ul style="list-style-type: none"> ・情報モラル学習会 ・三者懇談会 ・冬休み前生活指導
1月	ワークキャリアとライフキャリアについて考える	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ、体罰についてのアンケート3 ・個人面談 ・就労体験（高）
2月	命の大切さへの理解を深める	<ul style="list-style-type: none"> ・生と性の学習会、就労体験報告会（中高） ・卒業生送別会（生徒会、各クラブ） ・生徒会・児童会あいさつ運動
3月	いじめに関する通報、相談機関を周知する	<ul style="list-style-type: none"> ・児童会お別れ会 ・三者懇談会 ・卒業式に向けた取組（仲間づくり） ・春休み前生活指導